

令和2年4月28日

米子市長 伊木 隆司 様

米子市議会議長 渡辺 穰爾

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急申入れ（第1回）

新型コロナウイルス感染症に関して、今年3月11日に世界保健機関(WHO)がパンデミック(世界的な大流行)宣言を出したのちも、その感染は加速度的に拡大しており、世界各地で商業活動の停止や外出禁止令が出されている。

我が国においても、東京など大都市圏を中心に感染者数は増え続け、今年4月7日、安倍内閣総理大臣は東京都をはじめとした7都府県を対象に緊急事態宣言を発令し、4月17日には全都道府県へ宣言を拡大した。感染が拡大する中、諸外国からの入国制限、大規模イベントの自粛要請、不要不急の外出自粛要請などにより、観光業界や飲食業界等を中心に我が国経済に深刻な影響が生じている。

島根県松江市においては4月9日に感染者が確認されて以降、4月11日にはクラスター感染が発生したとしており調査中である。また、県内でも4月10日に感染が確認され、米子市でも4月18日に感染が確認された。市民の命を守るため、感染拡大の防止と医療体制の整備は喫緊の課題であり、また、市民の生活を守るため、甚大な影響を受けている市内中小企業等を支援する取り組みについて、国・県に対して緊急・強力にかつ継続的な支援を求めながら、米子市としてもスピード感を持って十分に対策に取り組まれるよう、以下要望する。

記

(1) 新型コロナウイルス感染症対策の予算について

米子市において新型コロナウイルス感染症対策を実行するための必要な予算措置を講じること。

(2) 新型コロナウイルス感染症対策に要する財源について

米子市における感染症の発生は4月18日であるが、それ以前の2月より全国的な外出自粛ムードの中、地元経済は既に立ち行かない状態である。引き続き国・県へ強力に財政措置を求め続けるとともに、米子市においても、財政調整基金やがいなよなご応援基金等を積極的に活用し、対策への米子市独自の予算財源を確保すること。また、必要に応じて基金の用途の拡大等についても迅速に対応すること。

(3) 新型コロナウイルス感染症に伴う市民相談について

現在、市民相談については電話相談及び3課での対応を行っている。今後、相談件数の増加が見込まれるため、電話窓口業務の拡充をすること。また、感染拡大防止のために市民との非接触での相談業務を推進するため、ホームページやメール・SNS等での相談対応を行うこと。さらに、相談窓口の情報が市民に届くよう広報を強化すること。

(4) マスクや医薬品等の物資の確保について

マスクや消毒液等の衛生資材が入手困難であるため、米子市でもマスクの備蓄分の配布等の措置を行っているが、今後も継続的に需要が見込まれる。引き続き医療機関・福祉施設・教育機関等への配布支援を行うこと。

(5) 生活困窮者への迅速な対処について

非正規社員等、既に仕事がなくなり生活が成り立たないといった市民相談もあり、今後さらに状況は悪化する事が予測されるため、公共料金等の支払い猶予措置や減免措置など休業支援の拡充を図り、ひとり親家庭・母子家庭など生活困窮者に対し生活支援策を講じること。また、現在新規募集停止中のお試し住宅等や市営住宅における政策空き家への即時入居が可能となるよう手続きの

簡素化を図ること。さらに個人への給付金等の生活支援についても手続きの簡素化を国へ求めるとともに米子市版の給付も対応すること。

(6) 特別定額給付金等の対応について

今後実施する「特別定額給付金」「子育て世帯への臨時特別給付金」の支給事務には、生活を支えるうえで迅速な給付が不可欠であるため、その手続きについて、申請書等のホームページからのダウンロード等も検討し、スピード感をもって実施すること。また、ドメスティックバイオレンス（DV）の被害を受け、住民票を移さないまま配偶者と別居している人、同一世帯でも個別の受け取りの配慮が必要なケースなど、支給についての手続きや通達方法には細心の配慮を行うこと。

(7) 地域の経済・雇用を支える中小企業等の支援について

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、地域の経済・雇用を支える中小・小規模事業者等が資金繰りや当座の資金難など既に存続の危機に直面している。このため、休業事業者の実態を把握するとともに事業収入が大幅に減少した中小企業・小規模事業者・個人事業主等を対象に、会社の存続や雇用の維持ができるよう、国の対応を待たず、市単独でも次のような対策を早急に実施すること。

- ・ 影響を受けた事業者の雇用を守るため、雇用調整助成金の上乗せ支給を行うとともに、支給限度日数の延長や支給迅速化や手続きの簡素化、社会保険料、法人税、消費税や産廃処分税等の減免などを国や県に対して働きかけること。
- ・ 各種助成金等について相談・申請が増加することが予想されるため、相互の感染防止のため相談・申請会場等のあり方と体制を検討し、全庁的かつ関係機関と連携し、スピード感を持って対応できる体制を講じること。

(8) 中小企業等の感染症対策への支援について

新型コロナウイルス感染症に対して、マスクや消毒液など社内の衛生環境の整備、テレワークやテレビ会議、来客用受付端末の導入など感染予防対策に取り組む市内の中小企業・小規模事業者等に対する支援を拡充すること。また、

マスクや消毒液の購入先の情報を共有するとともに、万が一、従業員等が感染した場合の事務所等の消毒に係る経費に対して支援すること。

(9) 農畜産物の需要減少への対応について

給食や外食向けの農畜産物の需要減少に対応するため、収益減少に対する支援を行うとともに、農畜産物の販売促進の取り組みを支援すること。

(10) 公共事業における配慮について

公共工事の発注については、感染拡大により現場代理人、監理技術者、主任技術者等の配置が困難になる場合が想定されるため、市場を十分に調査し発注するとともに時限的な緩和措置を検討すること。また、調達が困難な場合の資材の変更や資材価格が高騰した場合のスライド条項の適切な運用などを検討すること。また、施工期間の延長を認めるとともに万が一現場で新型コロナウイルス感染者が出た場合、国・県と連携し速やかに対応を講じること。さらに、民間発注者の倒産等による建設事業者の連鎖倒産を防止するため、中小建設事業者向けのセーフティネットの構築を検討すること。

(11) 建設工事入札参加資格者の格付けにおける配慮について

建設工事入札参加資格者の格付けにおいて研修受講により加点される制度があるが、新型コロナウイルス感染症対策として、多くの人が集まる集合形式の研修の実施は困難となる可能性があるため、柔軟な研修の受講方法を認めるなど必要な配慮を行うこと。

(12) 保育施設・教育施設等の運営について

保育施設・教育施設等の運営においては、新型コロナウイルス感染症に対して園児や児童・生徒と職員の安全を確保するとともに、精神的ケアにも努めること。

(13) 学校の休業等に対する対応について

新型コロナウイルス感染症の感染リスクに備えた学校の臨時休業により子どもたちの学びの機会が失われないよう、ICTを活用した家庭における遠隔教育等を実施できるよう必要な環境を整備すること。また、学校が臨時休業となった

場合の子どもの居場所となる放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、子育て支援センター等について感染症対策を十分に講じた上で必要な支援を行うこと。また、休園等により保育が困難になった場合の保育の受け皿の確保のため、放課後子ども教室の活用や空き教室・余裕教室での学童保育等の対応が出来るよう時限措置を講じること。さらに、学校休業中の給食費について、「準要保護世帯」の新年度の給食費について、要保護児童生徒と同様に、準要保護児童生徒に対しても、給食費相当額の返還あるいは支給を行うこと。

(14) 保育施設等での対応について

既に退職や職場を変わる事を余儀なくされる保護者がいる中、引き続き、状況を判断しながら登園調整や保育認定の条件緩和や期間延長を行うとともに、職場や住居の変更に伴う転園申請への条件緩和を図り対応すること。また、随時申込の入所選考と入所日についても現在の当月10日入所選考、翌月1日入所から即日対応出来るよう時限措置を講じること。

(15) 保育・教育にかかる経済負担について

今後さらに生活困窮者の増加が見込まれる中、保育料・授業料の減免措置を含む保育費・教育費について保護者に対する経済負担の支援を行うこと。

(16) 高齢者及び障がい者への対応について

高齢者・障がい者の各種サービスの利用について、感染防止のための必要以上のサービス利用制限が起らないよう各種サービス提供事業者と協力を求めること。また、サービス利用者の家族・事業所職員等の関係者に感染が発生した場合、市としての対応措置と各種サービス提供事業者の対応措置について情報の一元化を行い、情報提供と事業者・利用者双方への支援が迅速にできる体制を講じること。

(17) 人権への配慮について

既に「コロナ疎開」などとメディアで報道されている中、新型コロナウイルス感染症に関してのいじめ等の人権侵害が起らないよう対策を講じ、担当課における相談業務の強化を図ること。感染者並びに医療従事者・家族・濃厚接触者が差別的な扱いを受けることのないようプライバシー保護を徹底し、精神

的なケアを図ること。また、自粛によって家庭内での時間が増える中、ストレス等が蓄積することも考慮し、万が一に備え児童虐待やDV等の対策を講じ即時相談等の対策を行う体制を整えること。

(18) 対策の実施に係る業務の軽減と感染予防対策について

各世帯へのマスクの配布や、収入が減少した世帯への給付金の支給業務など、この度の国の緊急経済対策の対応では市が窓口となりその事務が増大することが懸念されるため、混乱しないよう制度のわかりやすく丁寧な周知に努めるとともに、自治体・担当課をこえての人的協力も含めて窓口の事務の負担軽減に努めること。また、市役所への来庁者相互の感染対策を講じるとともに、職員間においても、マスク着用での業務はもとより、スペースの確保やテレワークや輪番制での出勤調整等の対策を行い3密を避けて業務にあたること。

(19) 情報提供について

国・県からの情報と市の対応等について、それらの情報を整理し、市民が最新の情報を取得できるよう工夫し、ホームページ等で情報を取得できない人への情報提供方法を考慮するとともに、高齢者・外国人等への情報提供の手段としてテレビ・ラジオ等での「スポット放送」の利用について放送事業者と協議を行うこと。また、経済対策として様々な角度での農林水産業者への支援情報、最新・かつ正確な提供と相談体制の強化に努めること。さらに、市長は週1回程度記者会見を開き、新型コロナウイルス感染症対策に関する最新の取り組みについての告知や現状の報告を市民に対して行うこと。

(20) 感染収束後の経済のV字回復に向けた取り組みについて

新型コロナウイルス感染症の収束後の経済のV字回復に向けた反転攻勢期に、甚大な影響を受けている観光・宿泊・飲食業などの需要喚起に向けて、大規模な支援策を短期集中的に取り組むことができるよう必要かつ十分な準備をしておくこと。